

京都市告示第 117 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年5月20日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	鹿ヶ谷水0018号	左京区鹿ヶ谷徳善谷町4番地の6地先 同区鹿ヶ谷宮ノ前町81番地の1地先	点
2	淀水0203号	伏見区淀水垂町705番地の6地先 同町823番地の9地先	点
3	淀水0204号	伏見区淀水垂町733番地の1地先 同上	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	淀水0069号	伏見区淀水垂町733番地の1地先 同上	点
2	淀水0108号	伏見区淀水垂町733番地の1地先 同上	点

(建設局土木管理部道路明示課)